

くらしの安心情報

情報ファイル NO.65

平成 21 年 6 月 10 日

「500円で清掃をする。」と電話があり、訪問を承諾したところ、高額なスチームクリーナーを購入させられた。解約したい…。

相談内容

【相談者 60代 女性】

「500円で家の清掃をします。」と電話があったので、気軽に承諾しました。訪問があり清掃してもらいましたが、最終的には38万円ものスチームクリーナーを勧められ購入してしまいました。しかし、よく考えると高額であり、商品もかなり重くて使いづらいので、解約したいのですが…。

対処方法

これは、電話で「家の清掃などを300円～500円程度で行う。」と、販売目的をかくして訪問し、実演してみせ、高価なスチームクリーナー等を販売する実演商法の事例です。日中、家にいる高齢者や主婦が狙われることが多いようです。

- ・ この販売方法は法律で「訪問販売」に該当し、契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリングオフ(*)が可能です。
- ・ 相談者には、クーリングオフ通知を出すよう助言したところ、業者が商品を引き取りに来て、解約となりました。
- ・ 「お得な情報」にまどわされず、はっきりと「いらない。」と断るとともに、その場の雰囲気や状況で契約をしないことが大切です。
- ・ また、万一トラブルになった場合は、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

(*) 訪問販売など法律で定められた取引に適用され、一定期間内であれば無条件に解約できる制度。

このスチーム
クリーナーは
すごいです
よ!



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)